主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人士田嘉平の上告趣意第一点は、憲法二一条違反をいうが、高知県屋外広告物取締条例三条、四条が憲法二一条に違反しないことは、当裁判所昭和四一年(あ)第五三六号同四三年一二月一八日大法廷判決(刑集二二巻一三号一五四九頁)の趣旨に徴して明らかであるから、これと同旨の原判決の判断は相当である。所論は理由がない。同第二点は、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

## 昭和四五年四月三〇日

最高裁判所第一小法廷

郎	_	田	松	裁判長裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官
誠		田	岩	裁判官
— 郎	健	隅	大	裁判官